

# 鯨類捕獲調査の現状について

## 【目次】

- 我が国の鯨類捕獲調査と捕鯨の全体像 ..... 1
- 鯨類捕獲調査の実施体制 ..... 3
- 鯨類捕獲調査における捕獲実績 ..... 4
- 調査副産物の販売の仕組 ..... 5
- 調査副産物の販売流通経路 ..... 6
- 鯨肉の在庫量と供給量の推移 ..... 7
- (財)日本鯨類研究所の経営状況 ..... 8
- 反捕鯨NGOの妨害活動 ..... 9

2011年 5月  
水 産 庁

# 我が国の鯨類捕獲調査と捕鯨の全体像

○海洋生物資源の持続的利用と保全の両立は、国連環境開発会議（UNCED）で合意された原則であり、我が国は、この原則に基づき、鯨類を重要な食料資源として、他の生物資源と同様、科学的根拠に基づき持続的に利用すべきとの基本認識を有している。

○このため、IWCで科学的知見の不足を理由に一時停止されている商業捕鯨の再開に必要な生物学的情報の収集を目的として、国際捕鯨取締条約第8条に基づき、1987/88年から南極海において、1994年から北西太平洋において鯨類捕獲調査を実施している。

○また、IWC管理対象鯨種以外の小型鯨類について、毎年、国の資源評価に基づく捕獲枠を設定し、小型捕鯨業（大臣許可漁業）及びイルカ漁業（知事許可漁業）が営まれている。

## 【IWC管理対象鯨種】

カテゴリー	主体	対象種	捕獲頭数 (捕獲枠)
鯨類捕獲調査 (大臣許可)	(財)日本鯨類研究所 (南極海、北西太平洋 沖合)	南極海 クロミンククジラ ナガスクジラ ザトウクジラ	170 (850±10%) 2 (50) - (50) 捕獲延期中
	(社)地域捕鯨推進協会 (沿岸(釧路、鮎川))	北西太平洋 イワシクジラ ニタリクジラ マッコウクジラ ミンククジラ	100 (100) 50 (50) 3 (10) 119 (220) 内沿岸120

【IWC管理対象鯨種以外】

カテゴリー	主体	対象種	捕獲頭数 (捕獲枠)
小型捕鯨業 (大臣許可漁業)	小型捕鯨業者 (網走、鮎川、和田、 太地)	ツチクジラ タッパナガ オキゴンドウ マゴンドウ	67(66)※ -(36) -(20) 22(36)
イルカ漁業 (知事許可漁業)	イルカ突き棒漁業 (北海道、青森県、岩 手県、宮城県、千葉県、 和歌山県、沖縄県)  追い込み漁業 (静岡県、和歌山県)	オキゴンドウ マゴンドウ イシイルカ リクゼンイルカ カマイルカ スジイルカ ハンドウイルカ マダライルカ ハナゴンドウ	1(100) 273(307) 1,773(8,084) 7,767(7,664) 21(360) 419(655) 433(902) 3(788) 430(523)

注：捕獲頭数は、鯨類捕獲調査は2010年度、小型捕鯨、イルカ漁業は2009年度で作成。捕獲枠は歴年。

※ ツチクジラは前年度未捕獲分の繰り越しを含む

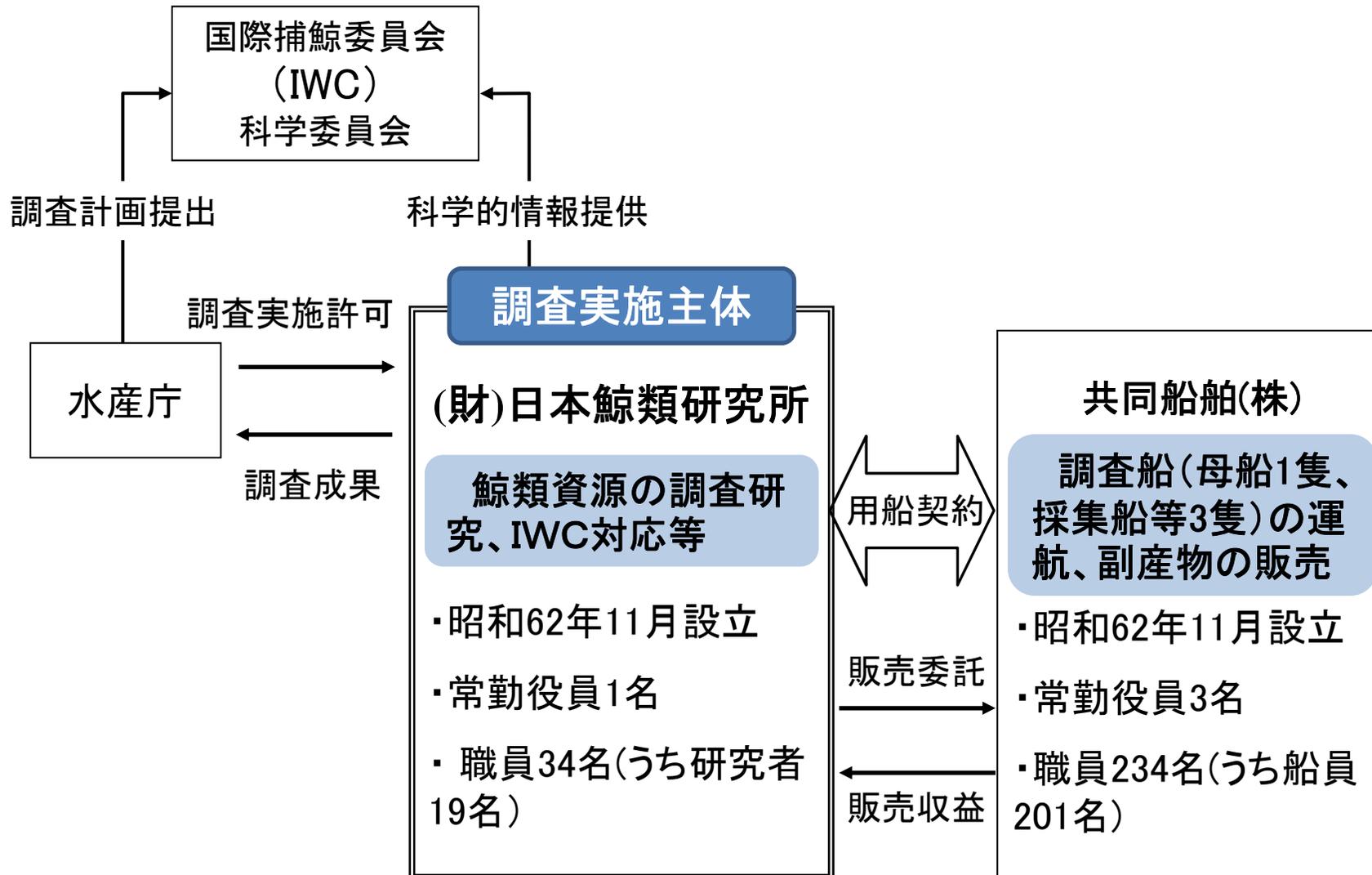
(鯨類捕獲調査船団の構成)

平成22年度：母船1隻、採集船1隻、多目的船2隻(21年度：母船1隻、採集船2隻、多目的船2隻)

# 鯨類捕獲調査における捕獲頭数

年度	S/H	南極海						北西太平洋								
		ミンク	粹	ナガス	粹	ザトウ	粹	ミンク	粹	ニク	粹	イシ	粹	マッコウ	粹	
1987	S62	273	300													
1988	S63	241	330													
1989	H1	330	330													
1990	H2	327	330													
1991	H3	288	330													
1992	H4	330	330													
1993	H5	330	330													
1994	H6	330	330					第Ⅰ期調査	21	100						
1995	H7	440	440						100	100						
1996	H8	440	440						77	100						
1997	H9	438	440						100	100						
1998	H10	389	440						100	100						
1999	H11	439	440						100	100						
2000	H12	440	440						40	100	43	50			5	10
2001	H13	440	440					100	100	50	50			8	10	
2002	H14	440	440					150	150	50	50	50	50	5	10	
2003	H15	440	440					150	150	50	50	50	50	10	10	
2004	H16	440	440					159	160	50	50	100	100	3	10	
2005	H17	853	935	10	10		0	第Ⅱ期調査	220	220	50	50	100	100	5	10
2006	H18	505	935	3	10		0		195	220	50	50	100	100	6	10
2007	H19	551	935	0	50	延期	50		207	220	50	50	100	100	3	10
2008	H20	679	935	1	50	延期	50		169	220	50	50	100	100	2	10
2009	H21	506	935	1	50	延期	50		162	220	50	50	100	100	1	10
2010	H22	170	935	2	50	延期	50		119	220	50	50	100	100	3	10

# 鯨類捕獲調査の実施体制



# 調査副産物の販売の仕組み

○調査副産物である鯨肉については、農林水産大臣の指令書をもって承認された特別調査事業業務方法書に基づき、毎調査終了後に水産庁長官の承認を得て販売し、その取得金は鯨類捕獲調査に関する経費に充当することとしている。

○かかる仕組みは、かつて鯨類捕獲調査の開始時に、政府として国際捕鯨取締条約第8条に基づく鯨肉の適正な処分を担保するとともに、鯨肉価格の高騰を抑制しつつ調査経費の財源を確保するために導入したものである。

○しかしながら、市場における価格形成によらず調査コストを基に設定される鯨肉価格は、近年の消費ニーズと合わなくなっており、鯨肉の販売不振を招く要因ともなっている。

## 【特別調査事業業務方法書】（抜粋）

第12条 鯨類捕獲調査事業において捕獲した鯨は、国際捕鯨取締条約第8条第2項の趣旨に沿い、実行可能な限り有効利用を図るものとする。

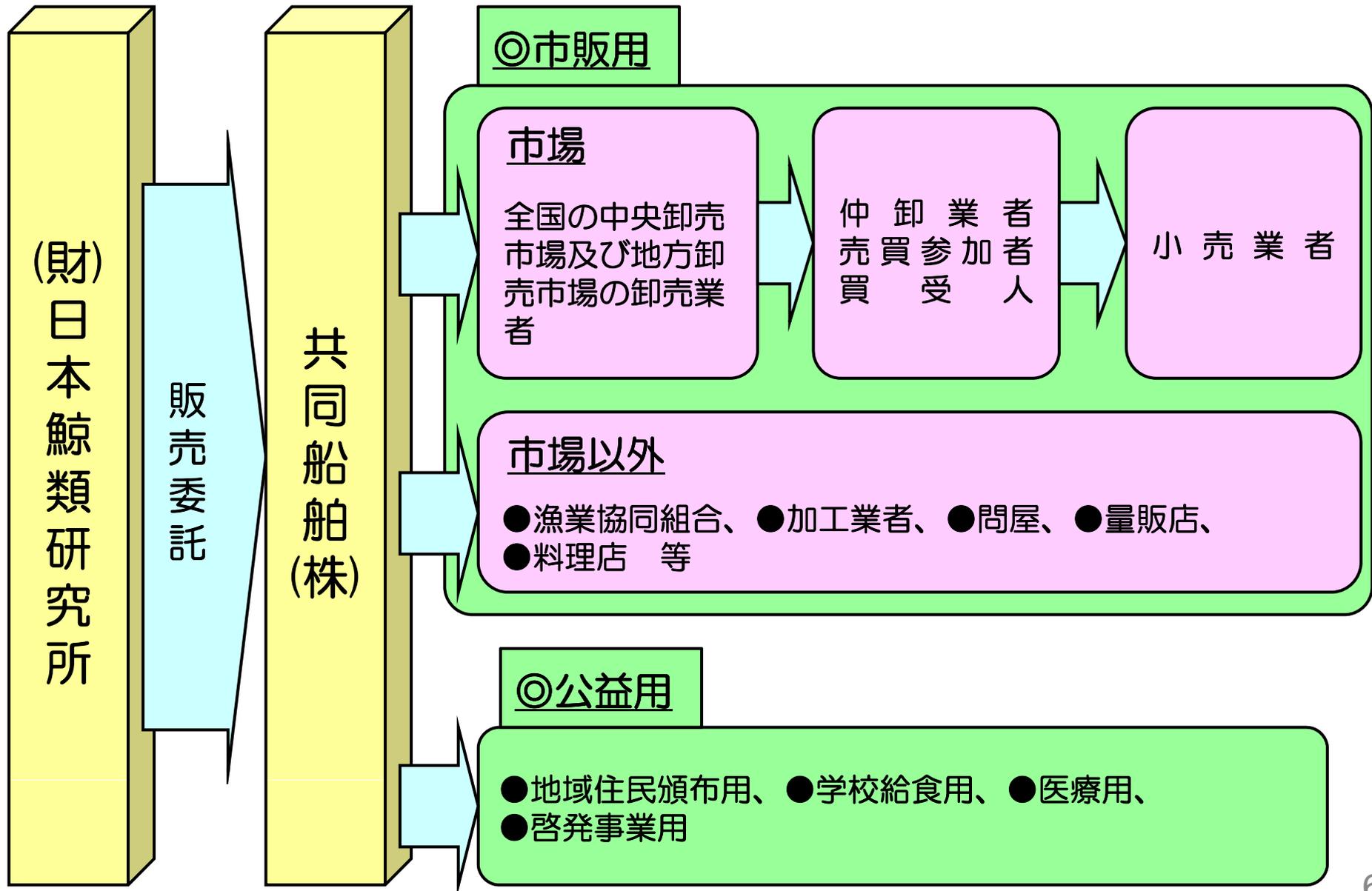
第13条 鯨類捕獲調査事業において捕獲した鯨の処理に当たっては、その有効利用を図る観点から、鯨製品を国内に限り販売し、その販売代金を取得金とすることができる。ただし、鯨製品の販売を行おうとする場合は、あらかじめ調査ごとに水産庁長官の承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第1号により、鯨製品の種類ごとの生産量とともに、自ら販売する場合にあっては販売予定数量、販売の方法等を、委託販売する場合にあっては委託先、委託手数料等を記載の上、申請するものとする。

3～5 [略]

第14条 取得金は、鯨類捕獲調査の実施に関する経費に支出するものとする。ただし、理事会の議決を経、かつ、水産庁長官の承認を受けた場合はこの限りではない。

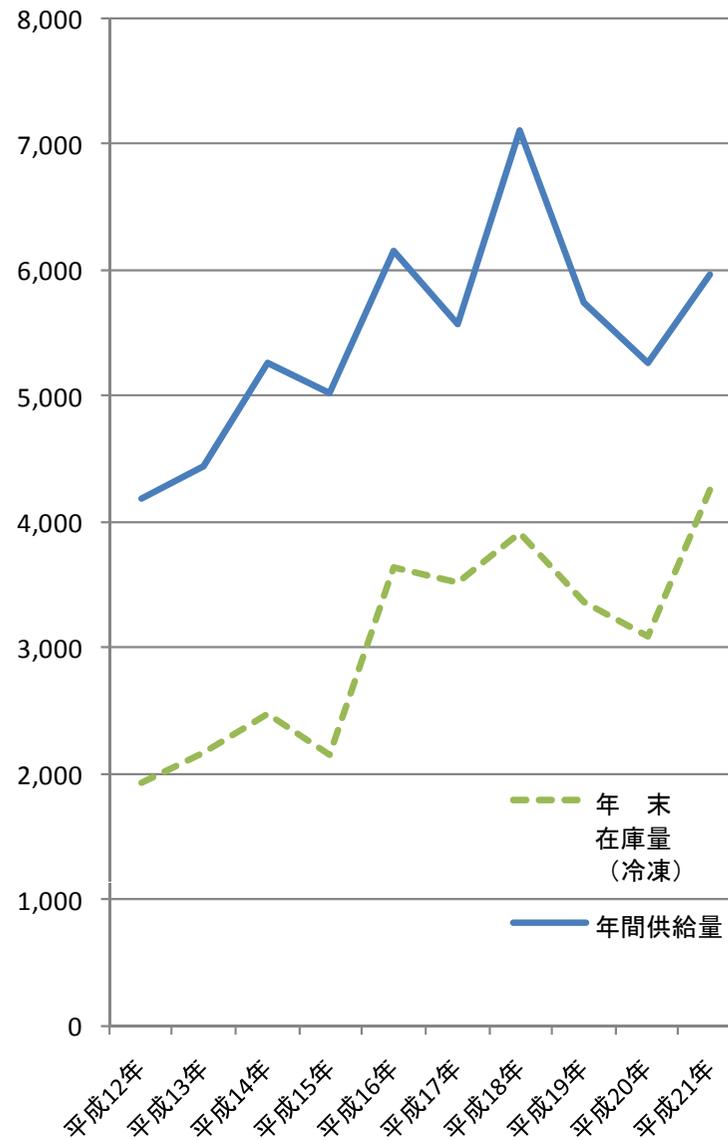
# 調査副産物の販売及び流通



# 鯨肉の在庫量と供給量の推移

(単位：トン)

	年 末 在庫量 (冷凍)	年間供給量				
		合計	調査捕鯨 (北)	調査捕鯨 (南)	輸入	その他
平成12年	1,922	4,185	574	1,844		1,767
平成13年	2,165	4,436	689	1,873		1,874
平成14年	2,470	5,256	1,329	1,929		1,997
平成15年	2,153	5,020	1,379	1,841		1,800
平成16年	3,634	6,159	2,196	1,924		2,039
平成17年	3,512	5,572	2,025	1,895		1,652
平成18年	3,904	7,100	2,065	3,436		1,599
平成19年	3,371	5,746	2,068	2,105		1,573
平成20年	3,096	5,255	2,038	1,982	80	1,154
平成21年	4,246	5,966	1,920	2,641	1	1,404



- 出典) 1. 在庫量は水産物流通統計年報  
 2. 年間供給量は、暦年で  
 (1) 調査捕鯨は(財)日本鯨類研究所事業報告書  
 (2) 輸入は財務省貿易統計  
 (3) その他は漁業・養殖業生産統計年報の海産ほ乳類

# (財)日本鯨類研究所の経営状況

○経常収益が経常費用を下回る赤字状態が続いており、この5カ年間で正味財産は約20億円から約8億円の減少している。

○調査副産物である鯨肉の販売不振により、資産の過半が未収入金となっている。

(財)日本鯨類研究所の正味財産増減計算書の推移

(単位：百万円)					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常増減					
経常収益	7,913	6,539	7,361	7,895	6,819
(うち副産物収入)	(6,785)	(5,477)	(5,673)	(6,463)	(5,471)
(うち国庫補助金収入)	(538)	(538)	(908)	(875)	(795)
(うち調査受託収入)	(432)	(408)	(404)	(404)	(404)
経常費用	7,987	7,220	8,140	8,060	6,818
(うち鯨類捕獲調査を含む特別事業費)	(6,987)	(6,154)	(6,976)	(7,086)	(6,078)
経常増減	▲ 74	▲ 681	▲ 779	▲ 165	0
経常外増減	0	6	417	▲ 3	0
正味財産増減額	▲ 74	▲ 675	▲ 361	▲ 168	0
正味財産期末残高	1,957	1,282	921	753	754

注) 1. 事業年度は10月～9月である。  
 2. 17年度は、公表資料を改正後の公益法人会計基準に即して調整したものである。  
 3. 20年度は会計間の繰入を相殺して計算した。  
 4. 四捨五入のため計が合わない箇所がある。

(財)日本鯨類研究所の貸借対照表の推移

(単位：百万円)					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資産合計	7,893	5,388	6,020	6,404	6,052
(うち未収入金)	(6,248)	(2,358)	(2,606)	(3,336)	(3,627)
負債合計	5,936	4,107	5,100	5,651	5,298
正味財産合計	1,957	1,282	921	753	754
負債・正味財産合計	7,893	5,388	6,020	6,404	6,052

注) 1. 事業年度は10月～9月である。  
 2. 17年度は負債に借入金を計上したため正味財産合計を調整している。

# 反捕鯨NGOの妨害活動

## 反捕鯨団体による妨害活動

- ・ これまで、反捕鯨団体であるグリーンピース及びシーシェパード(以下「SS」)が、南極海で活動をする我が国の調査捕鯨船団に対して妨害行為を行っている。
- ・ 2005年度以降は毎年、SSが妨害行為を行っており、当該行為は、年々過激化。これにより、我が国調査船舶及び乗組員の生命及び財産が危険にさらされている。



G号(右上)から日新丸(手前)の甲板に投げ込まれ炎を上げる信号弾

## 前回調査時(2010/2011)の主な妨害活動

- ・ SSは、オランダ船籍スティーブ・アーウィン号(SI号)、オランダ船籍ボブ・バーカー号(BB号)及び豪州船籍ゴジラ号(G号)の、計3隻で妨害を行った。
- ・ 酪酸入りのビンの投込み、調査船のスクリューを狙ったロープの海中への投入、失明のおそれもあるレーザーの照射に加え、激しく発火する信号弾の投込みなどの危険な妨害活動が繰り返し行われた。
- ・ 2月には、SSより投入されたロープが、第三勇新丸のプロペラに絡まり、第三勇新丸は救難信号を発信したが、その後も妨害は継続された。
- ・ 2月9日以降、母船である日新丸がBB号の追航を受け続け、さらにSI号もいつ現場に到着してもおかしくない状況となったため、2月18日、乗組員の生命・財産及び調査船の安全を確保する観点から、やむを得ず調査を切り上げることにした。

## 妨害対策の限界

### ○旗国主義の原則

シー・シェパードが所有する船舶の旗国でない我が国が、公海上で行われるこれまでと同様のシー・シェパードの妨害行為を、海洋法に関する国際連合条約(平成8年条約第6号)の範囲内で、現場で取り締まるための法整備を、実効性がある形で行うことは困難と考えている。

(平成23年3月15日閣議決定 衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問に対する答弁書(抜粋))

### ○海賊法の解釈

シー・シェパードによる南極海鯨類捕獲調査へのこれまでの妨害行為は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律第55号)第2条に規定する海賊行為に該当するとは考えていない。

(平成23年5月13日閣議決定 衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問に対する答弁書(抜粋))

### 海洋法に関する国際連合条約(抄)

#### 第九十二条 船舶の地位

1 船舶は、一の国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除くほか、公海においてその国の排他的管轄権に服する。船舶は、所有権の現実の移転又は登録の変更の場合を除くほか、航海中又は寄港中にその旗を変更することができない。

2 (略)

#### 第九十四条 旗国の義務

1 いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。

2～7 (略)

## 海洋法に関する国際連合条約(抄)

### 第百一条 海賊行為の定義

海賊行為とは、次の行為をいう。

- (a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの
- (i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産
  - (ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産
- (b) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為
- (c) (a)又は(b)に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為

### 第百五条 海賊船舶又は海賊航空機の拿捕

いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができる。拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。

## 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(抄)

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。)に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

- 一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為
- 二 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させる行為
- 三 第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為
- 四 強取され若しくはほしいままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に対し、財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為
- 五 前各号のいずれかに係る海賊行為をする目的で、航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為
- 六 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為
- 七 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、凶器を準備して船舶を航行させる行為